トキ 野生復帰に向けて ⑤

「中国におけるトキ保護増殖の取り組み」

佐渡市では、中国陝西（せんせい）省洋県と友好交流協議書を締結、相互交流を行っています。

新潟県でも、「友友（ヨウヨウ）・洋洋（ヤンヤン）」が佐渡島に来た平成11年から、中国陝西省との友好協力を進め、トキ保護増殖技術協力や関連機器等整備支援に取り組んでいます。

平成16年度には、新潟県の招へいにより、陝西省のトキ保護増殖関係者が来県し、増殖状況等についての意見交換会を本市で開催しました。

今回は、その概要とともに中国のトキの状況をお知らせします。

中国では1930年代以降、日本同様に乱獲や生息環境の悪化等により、個体数が著しく減少、1964年（昭和39年）を最後に確認ができなくなり、トキは絶滅したものと考えられていました。

ところが、日本で野生のトキを一斉捕獲した1981年（昭和56年）になって、陝西省秦嶺（しんれい）山脈南麓の洋県で、7羽のトキが再発見されました。

このため中国では、森林伐採や農薬使用の禁止、営巣地に監視員を配置する等の保護政策を実施するとともに、巣から落ちたヒナや負傷したトキを保護して、人工繁殖を試みました。

人工繁殖は1989年（平成元年）に初めて成功し、その後順調に増殖が進んでいます。野生のトキも保護政策の甲斐あって生息範囲を広げ、羽数を増やしています。

意見交換会において、中国陝西省のトキ保護担当官から次のような話がありました。

1 中国のトキ…生息範囲が拡大

中国のトキは、現在約700羽近い数になっています。

野生の数は、把握しづらいのですが、昨年の繁殖期に約190羽増え、野生での生息範囲も洋県だけでなく、7つの県に広がっています。

2 中国の野生化は成功

野生化実施計画を策定し、昨年10月、洋県で12羽の放鳥を行いました。自力でえさを探し、元気に生息しています。

日本で野生化の取り組みを行う上で、中国と違うのは、野で生息するトキが日本にはいないことです。

野生化は、「トキ一種」を極めてたくましくさせます。

3 中国のトキ保護政策は、農家を豊かにした

中国でも有機農産物がブームとなっています。陝西省では、認証制度により、安心・安全な農作物の栽培奨励を行い、農家所得の向上を図りました。

また、耕作放棄地等を果樹園や雑木林に転換させる取り組みも進めています。

中国では、「トキは幸せを呼ぶ鳥」として親しまれ、縁起の良い鳥となっています。

	施設名	羽　数
飼育	洋県朱鷺飼育センター	120羽
	周至県楼観台（しゅうしけんろうかんだい）希少野生生物救援飼育センター	180羽
	北京動物園	30羽
野生	—	約320羽
計	—	約650羽

4 野生復帰の3原則

① 森林の保全
高く大きな木が必要。雑木林の保全。（ねぐら・営巣地の確保）

② 水辺の保全
いろいろな生き物が生息し、行き来できる環境が必要（えさ場の確保）

③ 里地の保全
人が生活していないところにトキは生存できない。人との共生が大切。

トキが生息できる環境は、人にとっても良い環境となります。トキは私たちに幸せを呼ぶ鳥です。

【4月からの国民年金制度の改正について！】

国民年金保険料免除の所得基準が一部緩和されます

被扶養者がいないために、単身世帯に厳しかった保険料免除基準が、緩和されます。国民年金保険料の納付が困難な人は、ご相談ください。

単身世帯の人の保険料免除の目安（年収ベース）

	全額免除	半額免除
平成16年度	100万円	150万円
	⇩	⇩
平成17年度	122万円	222万円

若年者（20歳代）納付猶予制度が始まります

今回の改正により、20歳代の人について、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

○猶予の承認を受けた期間の扱い

・未納期間とは違い、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
・老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
・10年以内に追納すれば、老齢基礎年金額に反映されます（2年以上経過後は、保険料に加算額がつきます）。

国民年金保険料免除・納付猶予の申請手続きに必要なもの
・年金手帳
・印鑑（本人が署名する場合は不要）
・平成15年の所得がわかるもの
・失業を理由とするときは、そのことがわかるもの

学生納付特例制度について

国民年金は、職業・収入に関係なく、日本に住所がある20歳から60歳までのすべての人が加入することになっており、学生も20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなくてはいけません。

しかし、学生は所得がない、あるいは少ないなどの理由で、保険料を納めることが困難な場合があります。

そのようなときは、学生納付特例制度をご利用ください。承認を受けると、保険料の納付を猶予され、社会人になってから支払うことができます。

※申請は毎年必要です。

学生納付特例申請手続きに必要なもの
・年金手帳
・印鑑（本人が署名する場合は不要）
・学生証または在学証明書の写し
・平成16年の所得がわかるもの

国民年金の手続きには、基礎年金番号が必要です！

国民年金に関する手続きや、問い合わせで窓口にお越しの際は、年金手帳または基礎年金番号通知書をお持ちください。

年金手帳または基礎年金番号通知書は、はじめて国民年金・厚生年金および共済組合等に加入したときに交付されます。

問い合わせ先
市民課　国民年金係
☎63―5112
各支所市民課
国民年金担当係
または
新潟西社会保険事務所
☎025―225―3001

5月定例社会保険事務相談所（年金相談等）の開設について

佐和田商工会
☎52―3148
18日（水）
受付　午後1時30分～3時30分

両津商工会
☎27―5128
19日（木）
受付　午前9時～11時
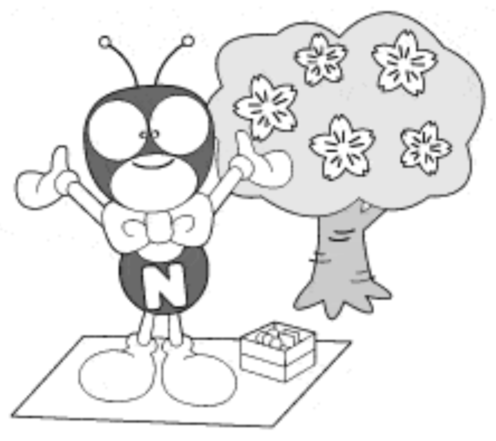
小木町商工会
☎86―2216
19日（木）
受付　午前9時～10時30分